

岸本町・溝口町合併協議会 第6回会議

別添資料（協議項目調整表）

協 議 項 目	資料ページ
財産の取り扱い	1
諮問機関の取り扱い	2
各種事務事業の取り扱い(負担金の取り扱い)	3 ~ 4
各種事務事業の取り扱い(女性政策事業)	5
各種事務事業の取り扱い(地域開発関係事業)	6 ~ 7
各種事務事業の取り扱い(広報公聴事業)	8
各種事務事業の取り扱い(衛生関係事業)	9
各種事務事業の取り扱い(情報公開)	10
各種事務事業の取り扱い(その他：選挙)	11 ~ 12
各種事務事業の取り扱い(その他：地籍調査事業)	13

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田 賢治	ワーキンググループ名	財産の取扱い		責任者	若林 成人
合併協議項目	5 財産の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	有価証券 資金運用として株式の取得、公共的団体への出資及び会員権の取得を行ない、公益に資する。		有価証券 資金運用として株式の取得、公共的団体への出資及び会員権の取得を行ない、公益に資する。		問題 1.出資金について 市町村合併に伴い、公社等の構成団体の再編成が行なわれることも想定される。			現行のまま新町に引き継ぐ。 ・出資団体の再編成があったときは、常識的に対処する。	
2	公用地活用事業 伯耆ニュータウン地内の町有地を駐車場とし、有効利用を図っている。 駐車場管理業務は、伯耆ニュータウン自治会に委託している。 管理委託料 年額24,000円 使用者賃借料 月額2,000円 区画数 22区画		該当なし		なし			現行のまま新町に引き継ぐ	

専門部会専決事項	
責任者	西村裕生

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉事業	責任者	西村裕生
合併協定項目	20 諮問機関の取り扱い	各種事務事業の取扱い			備考		

連番	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
----	-----	-----	--------	------

1	<p>民生委員推薦会</p> <p>民生委員を推薦するため、民生委員法第5条2項に基づき設置するもの。</p> <p>定数 / 14名 (町議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係ある者、社会福祉関係団体の代表者、教育に関係ある者、関係行政機関の職員、学識経験者から2人以内の同数を町長が委嘱)</p> <p>○民生委員・児童委員として適当である者を県へ推薦する。 ○候補者推薦書、候補者名簿、推薦調書、意見書の作成</p> <p>【開催】欠員が生じた場合、任期(3年)終了に伴う一斉改選時 【任期】平成13年1月1日～平成15年12月31日まで(3年) (一部、H13.5.7～H15.12.31) 出席報償費(2,400円/1回)</p>	<p>民生委員推薦会</p> <p>民生委員を推薦するため、民生委員法第5条2項に基づき設置するもの。</p> <p>定数 / 14名 (町議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係ある者、社会福祉関係団体の代表者、教育に関係ある者、関係行政機関の職員、学識経験者から2人以内の同数を町長が委嘱)</p> <p>○民生委員・児童委員として適当である者を県へ推薦する。 ○候補者推薦書、候補者名簿、推薦調書、意見書の作成</p> <p>【開催】欠員が生じた場合、任期(3年)終了に伴う一斉改選時 【任期】平成13年1月1日～平成15年12月31日まで(3年) 出席報償費(5,500円/1回)</p>	<p>「諮問機関の取扱い」としては、法律に基づいて行われることなので、基本的には調整の余地はない。</p> <p>委員等の報償費に開きがあり、総務部会で調整する。ここでは、問題点のみを指摘。 H16年度の推薦会のときには両町とも同じような金額に設定しておくことが望ましい。 H16年度に選任すればH19年度まで任期があるが、民生児童委員に欠員を生じた時には推薦する必要があるため、合併時に新しい委員の選任が必要。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐ</p> <p>(推薦会委員の報償費についてのみ、H16年度予算編成までに考えただけ調整する。合併時に新町の推薦会委員を選任する。)</p>
---	--	---	--	--

2	<p>老人ホーム入所判定委員会</p> <p>老人ホーム入所が要介護老人及び家族(介護者)にとって、適切な処遇方針が迅速に判定するために、入所判定委員会を開催する。</p> <p><平成15年4月1日から平成17年3月31日 任期></p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>役職等</th> <th>区分</th> <th>役職等</th> </tr> <tr> <td>医師(一般医科医師)</td> <td>米子保健所長</td> <td>保健所職員</td> <td>米子保健所課長補佐</td> </tr> <tr> <td>医師(精神科医師)</td> <td>西伯有楽苑 苑長</td> <td>老人福祉施設職員</td> <td>皆生尚寿苑主任支援員</td> </tr> <tr> <td>県福祉事務所職員</td> <td>西部福祉事務所課長補佐</td> <td>町担当者</td> <td>福祉保健課長</td> </tr> </table> <p><委員会の開催> ・開催回数 随時 ・出席メンバー 原則として全委員出席 ・主な会議内容 老人ホーム入所申請者の入所措置要否の判定 人ホーム入所申請書に基づき、申請者の世帯訪問・調</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">入所判定委員会開催</p> <p>今期は保健所長があたっている(報償費支払無)だが、必ずしも公務になる人があたるともいえず、報償費を計上している。</p> <p><報償費> 医師:8,500円(2人) 施設職員:5,000円(1人) 他職員は無し(3人)</p>	区分	役職等	区分	役職等	医師(一般医科医師)	米子保健所長	保健所職員	米子保健所課長補佐	医師(精神科医師)	西伯有楽苑 苑長	老人福祉施設職員	皆生尚寿苑主任支援員	県福祉事務所職員	西部福祉事務所課長補佐	町担当者	福祉保健課長	<p>老人ホーム入所判定委員会</p> <p>老人ホーム入所が要介護老人及び家族(介護者)にとって、適切な処遇方針が迅速に判定するために、入所判定委員会を開催する。</p> <p><平成15年4月1日から平成17年3月31日 任期></p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>役職等</th> <th>区分</th> <th>役職等</th> </tr> <tr> <td>医師(一般医科医師)</td> <td>日野保健所長</td> <td>保健所職員</td> <td>日野保健所保健衛生課指導係長</td> </tr> <tr> <td>医師(精神科医師)</td> <td>西伯有楽苑 苑長</td> <td>老人福祉施設職員</td> <td>皆生尚寿苑主任支援員</td> </tr> <tr> <td>県福祉事務所職員</td> <td>日野福祉事務所課長兼課長</td> <td>町担当者</td> <td>福祉保健課担当者</td> </tr> </table> <p><委員会の開催> ・開催回数 随時 ・出席メンバー 原則として全委員出席 ・主な会議内容 老人ホーム入所申請者の入所措置要否の判定 人ホーム入所申請書に基づき、申請者の世帯訪問・調</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">入所判定委員会開催</p> <p><報償費> 医師:8,500円(2人) 施設職員:5,000円(1人) 他職員は無し(3人)</p>	区分	役職等	区分	役職等	医師(一般医科医師)	日野保健所長	保健所職員	日野保健所保健衛生課指導係長	医師(精神科医師)	西伯有楽苑 苑長	老人福祉施設職員	皆生尚寿苑主任支援員	県福祉事務所職員	日野福祉事務所課長兼課長	町担当者	福祉保健課担当者	<p>基本的に老人福祉法、及び関連法令に基づいて事務・事業は行なわれている。</p> <p>町の実情についても、両町ともほぼ同じものである。 日野福祉保健局か西部福祉保健局かで所属する判定委員会が異なる。</p>	<p>属する保健局のほかには、特に調整の必要はない。</p> <p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
区分	役職等	区分	役職等																																	
医師(一般医科医師)	米子保健所長	保健所職員	米子保健所課長補佐																																	
医師(精神科医師)	西伯有楽苑 苑長	老人福祉施設職員	皆生尚寿苑主任支援員																																	
県福祉事務所職員	西部福祉事務所課長補佐	町担当者	福祉保健課長																																	
区分	役職等	区分	役職等																																	
医師(一般医科医師)	日野保健所長	保健所職員	日野保健所保健衛生課指導係長																																	
医師(精神科医師)	西伯有楽苑 苑長	老人福祉施設職員	皆生尚寿苑主任支援員																																	
県福祉事務所職員	日野福祉事務所課長兼課長	町担当者	福祉保健課担当者																																	

行政現況調書調整一覧表

幹事長専決事項

専門部会名	総務部会	責任者	岡田 賢治	ワーキンググループ名	負担金の取扱い	責任者	本庄直哉
合併協議項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25(04)負担金の取扱い		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
1	大山ゴルフクラブ会員負担金 法人会員の会費 1口あたり25,200円 加人口数 3口(無記名2口、記名1口) 年会費負担額 75,600円	該当なし	1. 岸本町が入会している 2. 合併後、名義の変更が必要となる 法人会員(無記名)無料 法人会員(記名) 210,000円			1. 会員権(預託金) 現行のまま新町に引き継ぐ 2. 名義変更 ・法人会員名は、新町名義に変更する ・記名者は、町長の職に就く者に変更する	
2	大山平原ゴルフクラブ会員負担金 法人会員の会費 1口あたり18,900円 加人口数 2口(無記名) 年会費負担額 37,800円	該当なし	1. 岸本町が入会している 2. 合併後、名義の変更が必要となる 法人会員(無記名)無料			1. 会員権(預託金) 現行のまま新町に引き継ぐ 2. 名義変更 法人会員名は、新町名義に変更する	
3	グリーンパーク大山ゴルフクラブ会員負担金 法人会員の会費 1口あたり24,000円 加人口数 2口(無記名) 年会費負担額 48,000円	該当なし	1. 岸本町が入会している 2. 合併後、名義の変更が必要となる 法人会員(無記名)無料			1. 会員権(預託金) 現行のまま新町に引き継ぐ 2. 名義変更 法人会員名は、新町名義に変更する	
4	該当なし	大山アークカントリークラブ負担金 会員会費 1口あたり25,600円 加人口数 2口(記名) 年会費負担金 51,200円	1. 溝口町が入会している 2. 合併後、名義の変更が必要となる 法人会員(記名) 420,000円(2口分)			1. 会員権(預託金) 現行のまま新町に引き継ぐ 2. 名義変更 ・法人会員名義は、新町名義に変更する	
5	ダイワロイヤルメンバーズクラブ会費負担金 法人年会費 1口あたり63,000円 年会費負担額 63,000円	該当なし	1. 岸本町が入会している 2. 合併後、名義の変更が必要となる 法人会員(記名) 105,000円			1. 会員権(預託金) 現行のまま新町に引き継ぐ 2. 名義変更 ・法人会員名義は、新町名義に変更する ・記名者は、町長及び助役の職に就く者に変更する	

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	高齢者福祉事業	責任者	西村裕生																																																			
合併協定項目	25 各種事務事業の取り扱い	各種事務事業の取扱い	25-4 負担金の取り扱い	備考																																																						
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法																																																				
6	<p>広域行政等負担金</p> <p>病院、歯科保健センターの休日診療、火葬場、うなばら荘の運営のための負担金を支払う。</p> <p>西部広域行政管理組合負担金 ・病院群輪番制 292,000円 × 1/2 15年度当初予算は1/2計上 負担割合 人口割100%</p> <p>・火葬場費 3,169,000円 × 1/2 15年度当初予算は1/2計上 負担割合 均等割20%、人口割80%</p> <p>・町民の健康増進や憩いの場として利用されている「うなばら荘」に対する負担金。均等割20% 人口割80% 1,900,000円</p> <p>広域行政管理組合負担金 計 5,361,000円</p> <p>西部歯科保健センター運営負担金 ・94,100円 負担割合 人口割100%</p>	<p>広域行政等負担金</p> <p>病院、歯科保健センターの休日診療、火葬場、うなばら荘の運営のための負担金を支払う。</p> <p>西部広域行政管理組合負担金 ・病院輪番制 216,000円 負担割合 人口割100% ・火葬場費 2,523,000円 負担割合 均等割20%、人口割80% ・うなばら荘1,595,000円 負担割合 均等割20%、人口割80%</p> <p>西部歯科保健センター運営負担金 ・70,000円 (保健衛生総務各種負担金) 負担割合 人口割100%</p>	<p>負担金は西部広域等の請求によっているため特に問題なし。</p>	<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>																																																						
7	<p>県社会福祉協議会負担金</p> <p>社会福祉団体への助成 負担割合 10/10(100%) 負担金額 28,000円</p>	<p>県社会福祉協議会負担金</p> <p>社会福祉団体への助成 負担割合 10/10(100%) 負担金額 23,000円</p>	<p>県社協が新町へ、負担金算出根拠に基づいた負担金を請求するという性質のものであるため、特に問題点なし。</p>	<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>負担金の額は県社協が新町に請求する額。</p>																																																						
8	<p>障害者福祉団体等への負担</p> <p>障害者福祉の充実と向上</p> <p>【内容】 障害者福祉団体等へ負担金を支払う 【負担金名称及び金額】</p> <table border="0"> <tr><td>鳥取県ろうあ団体連合会西部支部負担金</td><td>3,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>鳥取県西部心身障害児(者)育成会負担金</td><td>4,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部負担金</td><td>5,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>西伯郡身体障害者福祉協会運営費負担金</td><td>36,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>鳥取県障害者雇用促進協会負担金</td><td>3,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>米子市立米子養護学校後援会費(1口千円)2口分</td><td>2,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>中四国身体障害者福祉大会開催助成金</td><td>20,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>手をつなぐスポーツ祭負担金</td><td>15,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>(知的障害者、肢体不自由児者のスポーツ大会開催に係る助成)</td><td></td><td></td></tr> </table>	鳥取県ろうあ団体連合会西部支部負担金	3,000	円	鳥取県西部心身障害児(者)育成会負担金	4,000	円	鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部負担金	5,000	円	西伯郡身体障害者福祉協会運営費負担金	36,000	円	鳥取県障害者雇用促進協会負担金	3,000	円	米子市立米子養護学校後援会費(1口千円)2口分	2,000	円	中四国身体障害者福祉大会開催助成金	20,000	円	手をつなぐスポーツ祭負担金	15,000	円	(知的障害者、肢体不自由児者のスポーツ大会開催に係る助成)			<p>障害者福祉団体等への負担</p> <p>障害者福祉の充実と向上</p> <p>【内容】 障害者福祉団体等へ負担金を支払う 【負担金名称及び金額】</p> <table border="0"> <tr><td>鳥取県ろうあ団体連合会西部支部負担金</td><td>3,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>鳥取県西部心身障害児(者)育成会負担金</td><td>3,600</td><td>円</td></tr> <tr><td>鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部負担金</td><td>5,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>日野郡身体障害者福祉協会運営費負担金</td><td>85,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>鳥取県障害者雇用促進協会負担金</td><td>2,440</td><td>円</td></tr> <tr><td>米子市立米子養護学校後援会費(1口千円)4口分</td><td>4,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>中四国身体障害者福祉大会開催助成金</td><td>20,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>手をつなぐスポーツ祭負担金</td><td>15,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>(知的障害者、肢体不自由児者のスポーツ大会開催に係る助成)</td><td></td><td></td></tr> </table>	鳥取県ろうあ団体連合会西部支部負担金	3,000	円	鳥取県西部心身障害児(者)育成会負担金	3,600	円	鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部負担金	5,000	円	日野郡身体障害者福祉協会運営費負担金	85,000	円	鳥取県障害者雇用促進協会負担金	2,440	円	米子市立米子養護学校後援会費(1口千円)4口分	4,000	円	中四国身体障害者福祉大会開催助成金	20,000	円	手をつなぐスポーツ祭負担金	15,000	円	(知的障害者、肢体不自由児者のスポーツ大会開催に係る助成)			<p>合併後の各市町村の状況等により負担金の算出割合が変わるため現段階では調整できない。</p> <p>郡の身体障害者協会負担金は、合併後の郡により負担金の支払い先が決まる。</p> <p>米子養護学校後援会費については、任意の口数のため調整可能である。</p>	<p>現行のまま新町に引き継ぐ (負担金額については負担審議会にて決定)</p> <p>米子養護学校後援会費については、新町で負担額を決める。</p>
鳥取県ろうあ団体連合会西部支部負担金	3,000	円																																																								
鳥取県西部心身障害児(者)育成会負担金	4,000	円																																																								
鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部負担金	5,000	円																																																								
西伯郡身体障害者福祉協会運営費負担金	36,000	円																																																								
鳥取県障害者雇用促進協会負担金	3,000	円																																																								
米子市立米子養護学校後援会費(1口千円)2口分	2,000	円																																																								
中四国身体障害者福祉大会開催助成金	20,000	円																																																								
手をつなぐスポーツ祭負担金	15,000	円																																																								
(知的障害者、肢体不自由児者のスポーツ大会開催に係る助成)																																																										
鳥取県ろうあ団体連合会西部支部負担金	3,000	円																																																								
鳥取県西部心身障害児(者)育成会負担金	3,600	円																																																								
鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部負担金	5,000	円																																																								
日野郡身体障害者福祉協会運営費負担金	85,000	円																																																								
鳥取県障害者雇用促進協会負担金	2,440	円																																																								
米子市立米子養護学校後援会費(1口千円)4口分	4,000	円																																																								
中四国身体障害者福祉大会開催助成金	20,000	円																																																								
手をつなぐスポーツ祭負担金	15,000	円																																																								
(知的障害者、肢体不自由児者のスポーツ大会開催に係る助成)																																																										

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決案件	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	女性政策事業	責任者	角田 美幸	
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 10 女性政策事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>男女共同参画事業</p> <p>「男女が明るく元気で暮らせる、うるおいのあるまちづくり」を目指し、男女が社会の対等な構成員として、男女共同参画社会を築くために、町民・企業・地域の各団体・行政等が一体となって取り組み推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プランH13年度に策定済み ・条例策定未定 ・岸本町男女共同参画推進委員結成 	<p>男女共同参画事業</p> <p>「男女が明るく元気で暮らせる、うるおいのあるまちづくり」を目指し、男女が社会の対等な構成員として、男女共同参画社会を築くために、町民・企業・地域の各団体・行政等が一体となって取り組み推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画H15年度に策定予定 ・条例H16年度策定予定 ・溝口町男女共同参画計画策定委員結成 		<p>男女共同参画プランについて 岸本町は既に策定済である。溝口町はH15年度中に策定予定。溝口町の策定するプランが課題となる。15年度末に完成させるとして、計画対象期間はいつになるのか。合併がH17年1月1日予定であるなら、計画対象期間は9月となる。9月だけのために、住民アンケートも行なうような本格プラン策定は果たして必要か？ 担当課としては非効率だと考える。</p> <p>男女共同参画条例について 溝口町はH16年度中に策定予定。岸本町は検討中。しかし、これも推進計画と同様にそれぞれの町がそれぞれに制定するのは非効率である。</p> <p>男女共同参画推進委員について 岸本町は推進委員として現在12名が男女共同参画の推進に取り組んでいる。溝口町は、計画策定委員や日野郡男女共同参画推進連絡会の委員などで男女共同参画の推進に取り組んでいる。合併後に各町の委員は解散し、あらたに結成するのか、検討が必要。</p>			合併後に一元化で調整する	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決案件	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業	責任者	舟越 聡	
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 11 地域開発関係事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>名刺台紙作成業務</p> <p>町のPRも兼ねる名刺台紙を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名刺台紙作成 ・名刺台紙販売(一般の人への販売) <p>一束(100枚)500円。職員・議員は台紙代無料。</p>	<p>名刺台紙作成業務</p> <p>台紙は、不足した際に追加で印刷。</p> <p>職員・議員等は台紙無料</p>	台紙の取扱い(デザイン、販売など)をどうするか協議が必要。新町のイメージに合ったものになるよう協議する。			合併時に新たに作成する。(販売は岸本町の例による。)		
2	<p>岸本町開発事業指導要綱事務</p> <p>岸本町開発事業指導要綱に基づき、指導の対象となる開発に対し、協議・調整・指導を行なう。乱開発の防止、均衡のとれた開発を行う。</p> <p>岸本町開発事業指導要綱に沿った開発となるよう、開発事業者に対し指導を行う。</p> <p>対象開発事業 A = 2000㎡以上10000㎡未満</p>	該当なし	県の開発指導要綱は10,000㎡以上が対象であるが、岸本町では2,000㎡以上10,000㎡未満の開発についても要綱を設けて開発指導を行っている。			合併時に、岸本町の開発指導要綱を基に新要綱を制定する。		
3	<p>電源交付金事業</p> <p>発電施設の立地による周辺地域の自然・生活環境への影響を緩和するために事業を行う。</p> <p>現在、町にいの発電所は、交付対象になっていない。</p> <p>平成16年度から交付対象になる。</p>	<p>電源交付金事業</p> <p>発電施設の立地による周辺地域の自然・生活環境への影響を緩和するために事業を行う。</p> <p>交付金制度の変更に伴い、平成16年度から町全体で事業実施が可能になね予定。</p>	特になし			現行のまま新町に引き継ぐ。		

行政現況調書調整一覧表

幹事長専決案件	
責任者	舟越 聡

専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業	責任者	舟越 聡
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 11 地域開発関係事業		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
4	<p>花回廊振興事業</p> <p>鳥取県立フラワーパークが越敷野地区に立地することに伴い当該施設と連携した会見・溝口・岸本町の地域活性化の推進に力を入れるもの。下記の事業につき、連絡調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとり花回廊」の2期整備事業の促進に関する調査研究及び連絡調整に関すること。 ・「とっとり花回廊」及び「特産センター野の花」を核とする、会見・溝口・岸本町の地域活性化の推進に関すること。 	<p>花回廊振興事業</p> <p>鳥取県立フラワーパークが越敷野地区に立地することに伴い当該施設と連携した会見・溝口・岸本町の地域活性化の推進に力を入れるもの。下記の事業につき、連絡調整を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとり花回廊」の2期整備事業の促進に関する調査研究及び連絡調整に関すること。 ・「とっとり花回廊」及び「特産センター野の花」を核とする、会見・溝口・岸本町の地域活性化の推進に関すること。 		<p>会見町との調整が必要。事業実施にあたり規約の変更が必要。</p>		<p>合併時に一元化で検討する。</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決案件	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	広報公聴事業	責任者	川端泰子	
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 13 広報公聴事業		備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>ホームページ（情報提供システム）管理</p> <p>平成12年度に構築した行政情報提供システム（岸本町ホームページ）の運用管理を行い、住民にインターネットを通じて岸本町の情報を提供する。</p> <p>ホームページ告知・運営等管理業務委託（ジャポロ）</p> <p>ホームページの内容</p> <p>町報・議会だよりのPDFファイルによる公開、行政無線の放送内容の掲載、行政情報の提供、公文書公開システム（現在休止中）、施設予約（現在休止中）、掲示板、住民等からの問合せ等の受付、観光関係では各パシオンさん等（商工会関係）にホームページの場を提供</p> <p>情報更新体制</p> <p>各担当課で情報を入力、パシオンさん等もそれぞれ各自で情報を更新する。</p>	<p>ホームページ（情報提供システム）作成</p> <p>平成12年度に観光等の情報発信を目的としてホームページを開設した。</p> <p>ホームページの作成及びサーバーの管理（ジャポロ）</p> <p>136,500円（年間）</p> <p>ホームページの内容</p> <p>町報のPDFファイルによる公開、行政情報の提供、掲示板、観光案内等</p> <p>情報更新体制</p> <p>情報更新については、行政連絡、広報誌等のニュース等を企画課職員が行う。町長、助役、各課長用パソコンがインターネットへ接続できる環境にあるので、情報を確認してもらう。</p>	作成の時期、内容、システム、管理方法についての調整			合併時に一元化する（岸本町のシステムを基本として新町ホームページを立ちあげる。）		
2	該当事業なし	<p>溝口町行政連絡</p> <p>役場からのお知らせ版を発行し、各種行事等を知する。</p> <p>毎月3回（7日、17日、27日）に発行する。（A4両面）</p>	・合併後の発行をどうするか。			合併時に広報誌で一本化を図る。		
3	<p>町報きしもと</p> <p>毎月広報を発行し、住民に町行政の状況や町で開催された行事について情報提供するもの。</p> <p>年12回発行（14頁）、他1回税務特集号の発行（6頁）</p> <p>発行日：毎月月末</p> <p>配布（月一回）：シルバー人材センターに依頼</p>	<p>町報みぞくち</p> <p>毎月広報を発行し、住民に町行政の状況や町で開催された行事について情報提供するもの。</p> <p>年12回発行（平均12頁）</p> <p>発行日：毎月17日</p> <p>配布（月一回）：町内業者委託</p>	発行日の調整 配布方法の調整			合併時に一元化する。（発行日を統一し、配布業者を一本化の方向で調整する。）		
4	<p>町勢要覧作成</p> <p>2年毎の町勢を写真及び資料として作成し、町のPRや統計の活用及び保存をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 資料編 平成15年度 写真編 <p>希望者には、販売をしている</p>	<p>町勢要覧作成</p> <p>町勢を写真及び資料として作成し、町のPRや統計の活用及び保存をする。</p> <p>作成は4年おきで平成14年度は1,000部作成</p> <p>販売はしていない</p>	作成の時期、方法、内容の調整。新町の執行体制等確立後に、新町の概要がわかるものを作成する必要がある。作成部数についても協議が必要。販売について協議が必要			合併後に新たに作成する。（新町発足後発の町勢要覧のため、全戸配布、町視察者等を考慮した部数を印刷する。販売する方向で調整する。）		
5	<p>部落座談会</p> <p>住民の意見を町政に反映させるため、各集落の意見を参考にするもの。</p> <p>部落役員との話し合いをし、意見交換を行なう。（出席者：町長・助役・教育長・総務課長・地域振興課長・担当者）</p>	<p>部落座談会</p> <p>住民の意見を町政に反映させるため、各集落の意見を参考にするもの。</p> <p>要望のあった集落に町長、助役、企画課長、要望事項の担当課長が出向く。</p>	<p>実施方法</p> <p>岸本町 町主体（集落から意見を聴取し、開催）</p> <p>溝口町 住民主体（要望のあった集落）</p> <p>新町発足後、新町長と部落座談会の実施方法、実施時期等について協議が必要</p>			合併後に調整する。（新町長と協議・調整する。）		

専門部会専決事項	
責任者	西村裕生

専門部会名	保健福祉部会	責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	その他福祉事業		
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 27 衛生関係事業		備考	

連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法
1	<p>献血推進事業</p> <p>献血への正しい理解と協力を求め、より安全な血液を安定供給することができる。</p> <p>成分献血を年4回、全血献血年3回をおこなう。</p> <p>献血推進協議会を2年に1回実施。 協議会会員……民間事業所、公共事業所 計27事業所</p> <p>献血推進協議会の会員に献血依頼をおこなう。</p> <p>献血者に記念品として歯ブラシとティッシュを渡す。</p> <p>7月と2月に献血推進のための事業所訪問を、保健所と血液センターと役場で行なう。</p>	<p>献血推進事業</p> <p>献血への正しい理解と協力を求め、より安全な血液を安定供給することができる。</p> <p>成分献血を年3回、全血献血年3回をおこなう。</p> <p>献血者に記念品として粗品を渡す(300円×200人)</p> <p>7月に献血推進のための事業所訪問を、保健所と血液センターと役場で行なう。</p>	<p>岸本町には献血推進協議会が有るが、溝口町には協議会がない。</p>	<p>○ 岸本町の例による。</p> <p>合併時、岸本町の制度を適用し献血推進協議会も設置する。</p>

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	情報公開	責任者	権代勝治
合併協議項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 42 その他(情報公開)		備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>情報公開制度 公文書の公開を求める町民の権利及び公文書を公開すべき町の義務を明らかにし、開かれた町政の実現を目的とする情報公開条例等を制定している。</p>	<p>情報公開制度 公文書の公開を求める町民の権利及び公文書を公開すべき町の義務を明らかにし、開かれた町政の実現を目的とする情報公開条例等を制定している。</p>	<p>課題 1. 小中学校における全県的な学力試験結果の公開について ・溝口町 条例に記述あり。 1学級10人以下公開しない。 ・岸本町 条例に記述あり。 1学年1クラスの場合、公開しない。</p>			<p>合併時に、一元化で調整する。 溝口町の例による。</p>		
2	<p>個人情報保護制度 町の個人情報の取扱いに係る基本原則及び自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める町民の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理を適正化し、町民の個人情報を保護することを目的とする個人情報保護条例等を制定している。</p>	<p>個人情報保護制度 町の個人情報の取扱いに係る基本原則及び自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める町民の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理を適正化し、町民の個人情報を保護することを目的とする個人情報保護条例等を制定している。</p>	<p>課題 1. 実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会）は、個人情報取扱事務を町長に届け出る必要がある。 2. 新町において、新たな個人情報の目的外使用についての届出をする場合、西部町村情報公開・個人情報保護審査会での審査が必要となる。</p>			<p>合併時に、一元化で調整する。</p>		
3	<p>情報公開・個人情報保護審査会 情報公開及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、審査に関する事務を行うことを目的とする。（鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約第14条の規定に基づき西部町村会に設置している。）</p>	<p>情報公開・個人情報保護審査会 情報公開及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、審査に関する事務を行うことを目的とする。（鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約第14条の規定に基づき西部町村会に設置している。）</p>	<p>課題 1. 合併時に改めて共同設置機関に加わる。 （西部町村会と協議のうえ、速やかに対処する。）</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>		
4	<p>行政手続制度 行政手続法の規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利利益の保護を行うことを目的とする行政手続条例等を制定している。</p>	<p>行政手続制度 行政手続法の規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利利益の保護を行うことを目的とする行政手続条例等を制定している。</p>	<p>両町に行政手続条例及び施行規則が制定されており、条例の趣旨は同じであるが、次の相違点がある。 相違点 1. 町民の意見の聴取 溝口町には、町長が基準等を定める場合に、町民の意見を聞く努力規定があるが、岸本町にはない。 2. 適用除外 岸本町には、適用除外の項目に溝口町にない内容が2点ある。 ・ 刑事事件に関する法令に基づいて、司法警察職員がする処分及び行政指導。 ・ 留置場において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導。</p>			<p>合併時に、一元化で調整する。 条例は、溝口町の例による。</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項																																																									
専門部会名	総務部会		責任者	岡田 賢治	ワーキンググループ名	選挙	責任者	井澤宏和																																																								
合併協議項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 42 その他(選挙)			備考																																																									
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点				調整方法																																																									
1	<p>ポスター掲示場設置場所</p> <p>政令で定める基準に従い、公衆の見えやすい場所に設置する。</p> <p>1. 設置基準に従い選挙管理委員会で設置数を調整し決定している。</p> <p>2. ポスター掲示場の総数は、公職選挙法施行令第111条の規定に基づき各投票区の選挙人名簿登録者と面積により算出された数の合計した数である。</p> <p>(参考)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td>第1投票区(5集落)</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>第2投票区(6集落)</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>第3投票区(8集落)</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>第4投票区(8集落)</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>第5投票区(5集落)</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>第6投票区(3集落)</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42箇所</td> </tr> </table>		設置数	第1投票区(5集落)	5箇所	第2投票区(6集落)	7箇所	第3投票区(8集落)	8箇所	第4投票区(8集落)	8箇所	第5投票区(5集落)	8箇所	第6投票区(3集落)	6箇所	計	42箇所	<p>ポスター掲示場設置場所</p> <p>政令で定める基準に従い、公衆の見えやすい場所に設置する。</p> <p>1. 設置基準に従い選挙管理委員会で設置数を調整し決定している。</p> <p>2. ポスター掲示場の総数は、公職選挙法施行令第111条の規定に基づき各投票区の選挙人名簿登録者と面積により算出された数の合計である。</p> <p>(参考)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>設置数</td> </tr> <tr> <td>第1投票区(6集落)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>第2投票区(4集落)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>第3投票区(5集落)</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>第4投票区(4集落)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>第5投票区(3集落)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>第6投票区(7集落)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>第7投票区(10集落)</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>第8投票区(1集落)</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>第9投票区(1集落)</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>第10投票区(1集落)</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>第11投票区(3集落)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>第12投票区(5集落)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>第13投票区(2集落)</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>第14投票区(3集落)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>第15投票区(3集落)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>第16投票区(3集落)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>第17投票区(1集落)</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>第18投票区(2集落)</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>第19投票区(4集落)</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>第20投票区(1集落)</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62箇所</td> </tr> </table>		設置数	第1投票区(6集落)	4箇所	第2投票区(4集落)	3箇所	第3投票区(5集落)	5箇所	第4投票区(4集落)	4箇所	第5投票区(3集落)	3箇所	第6投票区(7集落)	3箇所	第7投票区(10集落)	8箇所	第8投票区(1集落)	2箇所	第9投票区(1集落)	2箇所	第10投票区(1集落)	1箇所	第11投票区(3集落)	3箇所	第12投票区(5集落)	4箇所	第13投票区(2集落)	2箇所	第14投票区(3集落)	4箇所	第15投票区(3集落)	4箇所	第16投票区(3集落)	3箇所	第17投票区(1集落)	1箇所	第18投票区(2集落)	2箇所	第19投票区(4集落)	3箇所	第20投票区(1集落)	1箇所	計	62箇所	なし	1. 現行のまま新町に引継ぐ
	設置数																																																															
第1投票区(5集落)	5箇所																																																															
第2投票区(6集落)	7箇所																																																															
第3投票区(8集落)	8箇所																																																															
第4投票区(8集落)	8箇所																																																															
第5投票区(5集落)	8箇所																																																															
第6投票区(3集落)	6箇所																																																															
計	42箇所																																																															
	設置数																																																															
第1投票区(6集落)	4箇所																																																															
第2投票区(4集落)	3箇所																																																															
第3投票区(5集落)	5箇所																																																															
第4投票区(4集落)	4箇所																																																															
第5投票区(3集落)	3箇所																																																															
第6投票区(7集落)	3箇所																																																															
第7投票区(10集落)	8箇所																																																															
第8投票区(1集落)	2箇所																																																															
第9投票区(1集落)	2箇所																																																															
第10投票区(1集落)	1箇所																																																															
第11投票区(3集落)	3箇所																																																															
第12投票区(5集落)	4箇所																																																															
第13投票区(2集落)	2箇所																																																															
第14投票区(3集落)	4箇所																																																															
第15投票区(3集落)	4箇所																																																															
第16投票区(3集落)	3箇所																																																															
第17投票区(1集落)	1箇所																																																															
第18投票区(2集落)	2箇所																																																															
第19投票区(4集落)	3箇所																																																															
第20投票区(1集落)	1箇所																																																															
計	62箇所																																																															
2	<p>岸本町選挙管理委員会委員の任期・報酬</p> <p>1. 委員の任期 4年(H12.6.29~H16.6.28)</p> <p>2. 報酬額 委員長 5,500円(1回につき)1名 委員 5,300円(1回につき)3名 補充員 4名</p> <p>3 業 務(参考) 選挙人名簿定時登録(3・6・9・12月) 農業委員会選挙人名簿登録(2月) 在外選挙人名簿登録(随時) 検察審査員候補者選定</p>	<p>溝口町選挙管理委員会委員の任期・報酬</p> <p>1. 委員の任期 4年(H12.1.16~H16.1.15)</p> <p>2. 報酬額 委員長 6,000円(1回につき)1名 委員 5,500円(1回につき)3名 補充員 4名</p> <p>3. 業 務(参考) 選挙人名簿定時登録(3・6・9・12月) 農業委員会選挙人名簿登録(2月) 在外選挙人名簿登録(随時) 検察審査員候補者選定</p>	<p>1. 両町で委員報酬が異なっている。</p> <p>2. 合併時に暫定選挙管理委員を選出する必要がある。</p>	<p>合併時に一元化で調整する</p> <p>1. 報酬 合併時に一元化する。 (報酬額は別に協議する。)</p> <p>2. 暫定選挙管理委員会について岸本町・溝口町の選挙管理委員会であった者の互選により暫定選挙管理委員を選出する。</p>																																																												

専門部会名	総務部会		責任者	岡田 賢治	ワーキンググループ名	選挙	責任者	井澤宏和
合併協議項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25(42)その他(選挙)			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点				調整方法	
3	<p>投票所の設置数</p> <p>設置数：6ヶ所</p> <p>第1投票区 丸山公民館 第2投票区 あさひ保育所 第3投票区 南公民館 第4投票区 中央公民館 第5投票区 保健福祉センター 第6投票区 こしき保育所</p> <p>投票時間は全ての投票所で午前7時から午後8時まで</p>	<p>投票所の設置数</p> <p>設置数：20ヶ所</p> <p>第1投票区 たたら会館 第2投票区 畑池公民館 第3投票区 二部小学校福岡分校 第4投票区 上の名公民館 第5投票区 福吉公民館 第6投票区 溝口町文化センター 第7投票区 溝口町中央公民館 第8投票区 谷川公民館 第9投票区 宮原公民館 第10投票区 大倉公民館 第11投票区 上野公民館 第12投票区 金屋谷公民館 第13投票区 白水(根雨公民館) 第14投票区 荘中央公民館 第15投票区 古市公会堂 第16投票区 日光保育所 第17投票区 大坂公民館 第18投票区 富江公民館 第19投票区 添谷農産物加工処理施設 第20投票区 大内公民館</p> <p>投票時間は午前7時～午後6時まで 第7投票区のみ午前7時～午後8時まで</p>	<p>人口分布等を考慮し投票所の設置場所を見直す必要がある。</p>				<p>当面、現行どおりとし、新町の選挙管理委員会で早急に見直す。</p>	
4	<p>不在者投票所及び期日前投票所の設置数</p> <p>設置数：1ヶ所</p> <p>選挙日当日に投票を行うことのできない選挙人に対して投票日前日までに投票ができる制度。</p> <p>(参考) 1. 場所 岸本町役場 2. 投票時間 午前8時30分から午後8時まで</p>	<p>不在者投票所及び期日前投票所の設置数</p> <p>設置数：1ヶ所</p> <p>選挙日当日に投票を行うことのできない選挙人に対して投票日前日までに投票ができる制度。</p> <p>(参考) 1. 場所 溝口町役場 2. 投票時間 午前8時30分から午後8時まで</p>	<p>1. 地域が広くなり、投票所が1ヶ所では不便になる。</p>				<p>現行どおり新町に引き継ぐ</p> <p>1. 投票所を2ヶ所とする。(旧町役場)</p>	
5	<p>開票所の設置数</p> <p>設置数：1ヶ所</p> <p>(参考) 1. 岸本町開票区の開票所 岸本町農村環境改善センター 2. 開票開始時刻 午後9時</p>	<p>開票所の設置数</p> <p>設置数：1ヶ所</p> <p>(参考) 1. 溝口町開票区の開票所 溝口町中央公民館 2. 開票開始時刻 午後8時30分</p>	<p>開票所の統合が必要である。</p>				<p>合併時に一元化で調整する</p>	

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原久義	ワーキンググループ名	地籍調査事業	責任者	可児弘俊																
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 42 その他		備考																		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法																	
1	<p>地籍調査事業</p> <p>目的</p> <p>土地の筆ごとの位置・地番・地目・形状・面積・境界などの内容を明確化することにより、以下の事業効果が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種公共事業の計画策定・用地買収等が円滑に進められる。 2 住民間や官民間の土地のトラブルが防止できる。 3 不公平課税が是正できる。 4 市町村の開発計画の立案の際の基礎データとなる。 5 災害等の復旧事業が円滑に進められる。 <p>内容</p> <p>一筆地調査 関係土地所有者等の立会のもとに、地目・境界等に関して調査する。</p> <p>地籍測量 筆界点の座標値等をもとに毎筆の土地の面積を測定する。</p> <p>地籍図・簿 地籍図・地籍簿を作成し、一般の閲覧に供する。</p> <p>成果の承認 地籍図・地籍簿の県の認証と国の承認を受ける。</p> <p>登記所送付 地籍図・地籍簿の写しを登記所に送付する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>< 岸本町の全体計画 ></p> <p>調査対象面積 35.47 km²</p> <p>地籍調査済面積 6.71 km² (H13まで)</p> <p>19条5項指定済面積 0.48 km² (ほ場整備等)</p> <p>未調査面積 28.28 km²</p> <p>現行10箇年計画面積 22.30 km² (H12~H21)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>< 溝口町の全体計画 ></p> <p>調査対象面積 93.79 km²</p> <p>地籍調査済面積 3.53 km² (H13まで)</p> <p>19条5項指定済面積 2.92 km² (ほ場整備等)</p> <p>未調査面積 87.34 km²</p> <p>現行10箇年計画面積 14.70 km² (H12~H21)</p> </td> </tr> </table>		<p>< 岸本町の全体計画 ></p> <p>調査対象面積 35.47 km²</p> <p>地籍調査済面積 6.71 km² (H13まで)</p> <p>19条5項指定済面積 0.48 km² (ほ場整備等)</p> <p>未調査面積 28.28 km²</p> <p>現行10箇年計画面積 22.30 km² (H12~H21)</p>	<p>< 溝口町の全体計画 ></p> <p>調査対象面積 93.79 km²</p> <p>地籍調査済面積 3.53 km² (H13まで)</p> <p>19条5項指定済面積 2.92 km² (ほ場整備等)</p> <p>未調査面積 87.34 km²</p> <p>現行10箇年計画面積 14.70 km² (H12~H21)</p>	<p>E工程（一筆地調査）の実施方法の相違 岸本町は直営で実施。溝口町は外注。</p> <p>< 1 km²を実施した場合の経費比較 > 単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>直営</th> <th>外注</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費</td> <td>24,550</td> <td>39,440</td> <td>-14,890</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>40,500</td> <td>13,500</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65,050</td> <td>52,940</td> <td>12,110</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) E工程（一筆地調査）とH工程（閲覧）を外注した場合。</p> <p>地籍調査の地図管理システムの違い 岸本町は(株)両備システム、溝口町は国土情報(株)の製品である。</p>			直営	外注	差額	経費	24,550	39,440	-14,890	人件費	40,500	13,500	27,000	計	65,050	52,940	12,110	<p>合併後に一元化する。 (E工程実施方法は、新町において調整する。地図管理システムについては、旧年度事業の処理が終わった後に一元化を図る。)</p>
<p>< 岸本町の全体計画 ></p> <p>調査対象面積 35.47 km²</p> <p>地籍調査済面積 6.71 km² (H13まで)</p> <p>19条5項指定済面積 0.48 km² (ほ場整備等)</p> <p>未調査面積 28.28 km²</p> <p>現行10箇年計画面積 22.30 km² (H12~H21)</p>	<p>< 溝口町の全体計画 ></p> <p>調査対象面積 93.79 km²</p> <p>地籍調査済面積 3.53 km² (H13まで)</p> <p>19条5項指定済面積 2.92 km² (ほ場整備等)</p> <p>未調査面積 87.34 km²</p> <p>現行10箇年計画面積 14.70 km² (H12~H21)</p>																						
	直営	外注	差額																				
経費	24,550	39,440	-14,890																				
人件費	40,500	13,500	27,000																				
計	65,050	52,940	12,110																				